

【Aブランド普通預金規定（無利息型を含む）】

普通預金〔段階金利型〕（以下、「Aブランド普通預金」といいます。）については、普通預金規定（無利息型を含む。）および定期性総合口座取引規定（普通預金無利息型を含む。）によるほか、次の規定（以下、「本規定」といいます。）により取扱います。
なお、普通預金規定（無利息型を含む。）および定期性総合口座取引規定（普通預金無利息型を含む。）と本規定について相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

1.（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1万円以上について付利単位を1円として、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、当金庫所定の預金残高金額の段階ごと（以下、「金額段階」といいます。）に店頭表示する金額段階別の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、金額段階および利率は金融情勢に応じて変更します。また、普通預金無利息型には利息をつけません。

2.（お取引状況に応じた優遇）

この預金口座には、お取引の状況を把握して優遇に関する判定を行う機能が付されており、この機能により当金庫はAブランド普通預金のお取引に関して、当金庫所定のお取引状況に応じた優遇サービスをご提供することができるものとします。

※Aブランド優遇サービス規定

1.（Aブランド優遇サービス）

- (1) Aブランド優遇サービス（以下、「本優遇サービス」といいます。）の対象となる当金庫所定のお取引について、当金庫は、第2条に定めるお取引優遇のサービスなど当金庫所定のサービスの提供をさせていただくことができるものとします。
- (2) 本優遇サービスは、Aブランド普通預金口座のお申込みを当金庫が受付し、所定の手続を完了した時点から開始するものとします。また、Aブランド普通預金口座が解約となった時点で終了するものとします。

2.（お取引優遇のサービス）

- (1) 当金庫は、当金庫所定のお取引状況に応じて当金庫所定の各種手数料や金利等のお取引優遇のサービスをご提供できるものとします。お取引優遇のサービスには、Aブランド普通預金規定（無利息型を含む。）に定めるお取引優遇判定機能によるAブランド普通預金のお取引に関する優遇サービスと、それ以外の各種お取引についての優遇サービスとがあります。
- (2) 本優遇サービスに必要なお取引状況および各種優遇内容については、店頭のパンフレット等に記載します。
- (3) 本優遇サービスに必要なお取引状況および各種優遇内容については、特に通知することなく変更することがあります。本優遇サービスの対象となるお客様は、かかる変更につきあらかじめ同意するものとします。本優遇サービスによる各種優遇は、当金庫の事情等で一時的に停止し、または終了することがあります。
- (4) 対象のお客様について、支払いの停止・民事再生法手続開始の申立て・仮差押え・差押え・相続・破産の申立て・取引約定違反など本優遇サービスのご提供が困難になる事由が生じたときには、当金庫の判断で停止し、または終了することができるものとします。また、当金庫に対する債務の弁済が遅延しているときも、本優遇サービスを停止することができるものとします。

3.（規定の適用）

本優遇サービスのご利用にあたっては、この規定の定めによるほか、各お取引それぞれの規定等によりお取り扱いいたします。なお、本優遇サービス終了後も、各お取引ならびにサービスは個々の規定等によりお取り扱いいたします。

以上